

令和8年度授業料免除（前期分）の申請について

下記の申請資格のいずれかに該当する場合、本人からの申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は一部を免除します。

授業料免除の申請受付は、前期と後期に区分して行い、各期毎の申請に対して免除の審査を行います。今回は前期分のみ申請であり、後期分については、7月下旬に掲示によりお知らせします。

記

- 1 **申請資格** ※「日本学生支援機構奨学金」、「その他の奨学金」受給予定者も申請可能。研究生・聴講生は対象外

	授業料免除申請資格
大学院	(1)経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者 (2)入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- 2 **提出期限** : 令和8年3月23日(月)必着(土・日、休日を除く)
※郵送による提出の場合は、提出期限を十分考慮して送付してください。

- 3 **提出書類** : 授業料免除希望者は、下記の書類を整え、学生支援課に提出してください。

	提出書類	様式 No.	留意事項
1	授業料免除申請書	様式 1	・ペン又はボールペンで記入して下さい。
2	家庭状況調書	様式 2	・入学する4月1日現在(予定)の状況を記入して下さい。
3	生計を一にする世帯全員分の所得等が確認できる証明書類		・詳細は「6. その他の証明書類(2), (3)」を確認して下さい。(本人を除く就学者分は不要)
4	住民票(マイナンバーの記載されていないもの)		・生計を一にする世帯全員分を提出して下さい。
5	授業料免除提出書類チェック表	様式 3	・提出に必要な書類をチェックし、申請書と一緒に提出して下さい。
6	その他の証明書类等(特別控除等の必要書類)		・詳細は「6. その他の証明書類(1), (4)」を確認して下さい。
7	結果通知用封筒1通		・長形3号封筒に結果通知先の住所・氏名を明記し、320円切手を貼付

※ 令和8年4月現在の状況を記入してください。

※ 申請理由は、詳しく記入してください。

※ 入学料免除又は徴収猶予の申請書類を提出している場合は、重複する書類(3、4、6)は省略可能です。(授業料免除申請書、家庭状況調書、授業料免除提出書類チェック表、返信用封筒のみ提出して下さい。)

4 決定時期等

- (1) 申請書類に不備がある場合の受理や申請期限を過ぎての受付はできません。
- (2) 免除の審査結果は、7月中旬に決定される予定です。
(申請時に提出された「結果通知用封筒」にて郵送します。)
- (3) 申請書類を受理された者は、審査結果が出るまでの間、授業料の納付を猶予します。
- (4) 納付した授業料は返還できませんので、申請書類を受理された者は、審査結果が出るまでの間、授業料を納付しないでください。
- (5) 授業料の免除が必要と認めた者については、納付すべき半期分授業料の全額又は一部(4分の3又は半額)を免除します。
- (6) 授業料免除の審査の結果、不許可又は一部免除となった者は、速やかに納付すべき授業料を納付しなければなりません。

5 書類提出先・担当窓口(取扱時間：平日の8:30~17:15)

〒673-1494 兵庫県加東市下久米9-4-2-1

兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム 電話：0795-44-2051、2378

※郵送による場合は、封筒に「授業料免除申請書類在中」と朱書き、簡易書留で送ること

6. その他の証明書類

(1) 該当者のみ提出する書類

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
博 士 課 程 学 生	★学業成績認定書（様式 4） ★学生生活報告書（様式 14） ※私費外国人留学生は不要 （博士課程在籍の私費外国人留学生はこの他に下欄の私費外国人留学生の必要書類も必要です。）	
修士・専門職学位課程学生 （留学生を除く）	★学生生活報告書（様式 14）	
私 費 外 国 人 留 学 生	★外国人登録証明書の写し ★私費外国人留学生生活報告書（様式 6） ★経済状況に係る申立書（様式 7）	
修士・専門職学位課程の 社会人経験者	★経歴に関する申立書（様式15） 下記の項目に該当する人は提出して下さい。 1 現に職を有する者 2 2年以上の社会人経験（家事、家業従事を含む。）を有する者 3 大学（大学院を含む。）を卒業（修了）して2年以上経過した者 4 退職者又は休職者	
現 職 教 員 （休業制度利用者）	★給与等の支給を受けないことを証明する書類 （辞令の写等）	勤 務 先
学 部 学 生	★高等学校等の卒業年月日が分かるもの （高等学校等の卒業証明書等）	出 身 学 校 等

(2) 本人の収入、成績等により提出する書類

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
本人(配偶者を含む)の ア ル バ イ ト	★令和7年分の給与所得の源泉徴収票(写) ★給与支払(見込)証明書（様式 8） ★直近3ヶ月分の給与明細 以上のうち、いずれか1つ	勤 務 先 ア ル バ イ ト 先
独 立 生 計 者	★独立生計申立書（様式 13） ★本人（及び配偶者）の最新分の所得証明書 ★健康保険等の被保険者であることが確認できる証明書（例：マイナポータルの医療保険の資格情報の画面コピー、資格情報のお知らせ(写)、資格確認書（写）（本人（及び配偶者）が被保険者であるもの）） ★所得税法上、父母等の扶養親族でないことが確認できる証明書（例：父母等の源泉徴収票（写）、確定申告書(写)、所得証明書 等）	市 区 町 村

(3)収入に関するもの(同一生計者全員分の該当するものを提出)

区 分		必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
給 与 所 得 と し て 区 分 さ れ る も の	給 料 ・ 賃 金 役 員 報 酬 専 従 者 給 与	令和7年以前から継続して職に就いている場合 ★令和7年分給与所得の源泉徴収票(写)	勤 務 先
		令和7年1月1日以降に就職・転職した場合 ★給与支払(見込)証明書 ★直近3ヶ月分の給与明細 } どちらか一つ	勤 務 先
		令和7年1月1日以降に退職した場合 ★退職の事実がわかる証明書 ★退職(予定)証明書 ★退職金支給(予定)証明書 ★退職金無支給証明書 等 } どれか一つ (雇用保険受給資格者証等、退職日等が記載されたものでも可) ※上記の期間中に退職した場合は、退職金の支給有無がわかる証明書等が必要となります。詳細は下記の「臨時所得」の欄を確認ください。	勤 務 先 (職業安定所、勤務先等)
	年 金 ・ 恩 給 (個人・企業・遺族年金を含む)	★最新の年金振込通知書(写) (改定通知書の方がより最新の場合は、年金改定通知書(写))	日 本 年 金 機 構 保 険 会 社 等
	失業給付金受給者	★雇用保険受給資格者証(写)(第1面～第4面)	職 業 安 定 所
	こども手当・児童 扶養手当等受給者	★支給通知書、手当証書、認定通知書等(写)	都 道 府 県 又 は 市 区 町 村
	生 活 扶 助 料	★生活保護決定(変更)通知書(写)	
給 与 所 得 以 外 の 所 得 と し て 区 分 さ れ る も の	商業・工業・自営業・農業・林業・漁業・外交員・不動産・利子・配当等	★令和7年分所得税確定申告書と収支明細書(写) ★令和7年分市・県民税申告書(写) (いずれか一つ、提出先受付印のあるものを提出すること)	税 務 署 市 区 町 村
	臨 時 所 得 退職金・保険金・資産譲渡所得等 (入学料免除申請は入学前1年以内、授業料免除申請は基準日6ヶ月以内)	★退職金支給(予定)証明書、退職金源泉徴収票(写) ★退職金無支給証明書 ★支払金額及び支払年月日が記載された書類(写) (確定申告をしている場合は、最新分の所得税確定申告書と収支明細書(写)を併せて提出して下さい)	勤 務 先 保 険 会 社 税 務 署 市 区 町 村
無 職 者		★無職(無収入)の申立書(様式9)及び最新の所得証明書(60歳までの家族で、就学、就労していない場合) ※18歳に満たないもので就学していない場合も提出が必要です。	市 区 町 村

(4) 特別控除に関するもの

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (本人を除く)	★在学及び授業料免除状況証明書(様式11) (国立大学以外は、在籍学校の定める在学証明書でも可) ※現在受験中の方は、決定次第、合格通知及び入学金の支払が確認できる書類のコピーを送付して下さい。 (送付がない場合は控除対象としません。)	在 学 校
母 子 ・ 父 子 世 帯	★母子・父子世帯申立書(様式12) ★世帯全員の住民票	(住民票については 市区町村)
障 害 者	★身体障害者手帳等(写)	
長 期 療 養 者	★長期療養者に係る支出状況報告書(様式10) ★医師の診断書(病名・療養の期間(6ヶ月以上)が明記されたもの) ★医療費の領収書(写)、納付金等の証明書 (最近6ヶ月分)	医 療 機 関 局
主たる家計支持者別居	★居住費、光熱水費の領収書(最近6ヶ月分)	
火災・風水害・盗難の被害を受けた世帯 (申請日前年の1月以降)	★罹災証明書 ★最低限の資材購入費、修理費の領収書(写) ★損害保険金等支払証明書 ★損害控除に係る確定申告書(写)	消 防 署 市 区 町 村 保 険 会 社
学 資 負 担 者 の 死 亡	★死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) ★生命保険金、退職金、遺族年金等の支払金額を明らかにする書類	市 区 町 村 保 険 会 社 等